



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *35 和歌山県恩給ならびに他の都道府県の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2
- *36 和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 2
- *37 行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 4

○ 告示

- 780 地籍調査の成果の認証 (地域政策課)..... 6
- 781 " (")..... 6
- 782 " (")..... 6
- 783 " (")..... 7
- 784 " (")..... 7
- 785 " (")..... 7
- 786 " (")..... 8
- 787 " (")..... 8
- 788 " (")..... 9
- 789 " (")..... 9
- 790 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 9
- 791 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")..... 10
- 792 " (")..... 10
- 793 大規模小売店舗立地法によるかつらぎ町から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 11
- 794 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出 (労働政策課)..... 11
- 795 道路の供用開始 (道路保全課)..... 11
- 796 道路の区域変更 (")..... 12
- 797 道路の供用開始 (")..... 12
- 798 道路の区域変更 (")..... 12
- 799 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 13
- 800 和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)..... 13

○ 人事委員会告示

- 6 平成24年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 16
- 7 平成24年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 19

○ 公告

- 入札公告 (警察本部)..... 23

規 則

和歌山県規則第35号

和歌山県恩給ならびに他の都道府県の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県恩給ならびに他の都道府県の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県恩給ならびに他の都道府県の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

題名中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第1条及び第2条第1号中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第4条から第8条までを削り、第9条を第4条とする。

別記第1号様式中「貴県」を「貴 の」に、「知事殿」を「様」に改める。

別記第2号様式中「貴県の」を「貴 の」に、「知事殿」を「様」に、「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

別記第3号様式中「貴県の」を「貴 の」に、「貴県退職年金権」を「貴 の退職年金権」に、「知事殿」を「様」に、「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第6号様式中「都道府県」を「地方公共団体」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「殿」を「様」に改める。

別記第7号様式中「都道府県」を「地方公共団体」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「知事殿」を「様」に改める。

別記第8号様式から別記第15号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第36号

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県住民基本台帳法施行細則（平成14年和歌山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（立入検査員証明書）」に改め、同条中「の身分証明書」を「であることを証する証明書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

(表)

第 号
立 入 検 査 員 証 明 書
所 属
職氏名
上記の者は、住民基本台帳法第 30 条の 23 第 2 項及び同法第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
和歌山県知事 氏 名 印

(裏)

住民基本台帳法 (抜粋)
(報告及び立入検査)
第 30 条の 23
2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
(報告及び検査)
第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
※ 立入検査をする職員は、この立入検査員証明書を携帯し、また、関係人に提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第37号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第7条の見出しを「（立入検査員証明書）」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第7条関係)

表

←----- 9センチメートル ----->

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

第 号

立 入 検 査 員 証 明 書

職 氏 名

行政書士法第13条の22第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事 氏 名

裏

行政書士法(抜粋)

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

※ 立入検査をする職員は、この立入検査員証明書を携帯し、また、関係者に提示しなければならない。

別記第3号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第780号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第781号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年1月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第782号

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市

- 2 調査を行った時期
平成21年4月2日から平成24年2月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第783号

和歌山県紀の川市名手市場の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成24年1月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市名手市場の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市名手市場の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第784号

和歌山県橋本市菖蒲谷・みゆき台の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月16日から平成22年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市菖蒲谷・みゆき台の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市菖蒲谷・みゆき台の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第785号

和歌山県岩出市野上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第1

9条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年2月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市野上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市野上野の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第786号

和歌山県岩出市水栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月18日から平成24年2月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市水栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市水栖の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第787号

和歌山県岩出市高塚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成24年2月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市高塚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市高塚の一部地区
- 5 認証年月日

平成24年6月25日

和歌山県告示第788号

和歌山県岩出市中黒の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成24年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市中黒の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市中黒の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第789号

和歌山県岩出市境谷地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月18日から平成24年2月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市境谷地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市境谷地区
- 5 認証年月日
平成24年6月25日

和歌山県告示第790号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年6月13日
- 2 名称

特定非営利活動法人ころん

3 代表者の氏名

小川麻美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田356番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもひとりひとりが尊重され主体的な生活が送っていきけるような「生きる力」を身につけていくための支援を行い、療育に携わっている専門家を配置し、子どもの理解と個別支援を基盤として質の高いサービスを提供していくことを目的とする。

和歌山県告示第791号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月12日

2 名称

特定非営利活動法人消費者サポートネット和歌山

3 代表者の氏名

赤井カホル

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市東高松二丁目6番33号

5 定款に記載された目的

この法人は、一般消費者に対して、消費者問題に関する苦情相談、消費者トラブル解決の支援、啓発講座・消費者教育、消費生活に関する情報提供に関する事業を通じて、消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者が安心・安全な生活を営めるような社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第792号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年8月14日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月14日

2 名称

特定非営利活動法人紀の國ドルフィン倶楽部

3 代表者の氏名

本多弘義

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市出水44番地の5

- 5 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通して心身ケアするとともに障害者（児）・高齢者等とその家族が、社会に参加する事を目的に創意工夫して多様な福祉サービスを行い自立した生活を営める様に支援する事を目的とする。

和歌山県告示第793号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりかつらぎ町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エバグリーンかつらぎ店
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野字沼905-1 他
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇4丁目5番8号）
かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成24年7月3日から平成24年8月3日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第794号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会福祉法人一麦会
- 2 事務所の名称 和歌山市圏域障害者就業・生活支援センターつれもて
- 3 事務所の所在地
（変更前）和歌山県和歌山市三沢町3-40
（変更後）和歌山県和歌山市美園町5丁目5-3
- 4 変更年月日 平成24年5月28日

和歌山県告示第795号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字上井1673番2地先から同市中芳養字下モ谷2058番1地先まで

供用開始の期日 平成24年7月3日

和歌山県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字栖原字苧萩1468番6地先から同町大字栖原字苧萩1465番地先まで	旧	8.15 ） 12.68	91.50	
同上	新	8.15 ） 46.53	91.50	

和歌山県告示第797号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字栖原字苧萩1468番6地先から同町大字栖原字苧萩1465番地先まで

供用開始の期日 平成24年7月3日

和歌山県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字平字小堂 峯998番129地先から同町大字平 字牛神152番2地先	旧	4.40 } 90.34	5350.00	
同上	新	4.40 } 90.34	5350.00	
伊都郡かつらぎ町大字平字松尾 997番5地先から同町大字平字牛 神152番2地先まで	新	9.92 } 34.11	1530.00	新牛神橋 20.00 仮称鍋谷トンネル 1370.00

和歌山県告示第799号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3178	西牟婁郡上富田町朝来字沖 之芝830番1の一部、833番 の一部、833番1の一部	田辺市文里二丁目23番39号 丸和産業 代表 坂口充弘	平成 24.6.22	4.30	97.22

和歌山県告示第800号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成24年7月3日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る和歌山県警察業務用パソコン再構築業務（以下「再構築業務」という。）と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 複数のサーバを構築又は更新した実績を有すること。

(イ) ネットワークに接続した50台以上のクライアントを構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、50台以上のクライアントについて、現地保守（修理）にてメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有することとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者の再構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者の再構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成24年7月3日(火)から同月19日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年7月20日(金)までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階大会議室

(2) 日時

平成24年7月10日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成24年7月3日（火）から同月25日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成24年8月8日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成24年8月9日（木）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成24年8月13日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成24年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成24年7月3日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成24年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般事務	4人程度	知事部局又は教育委員会等の事務
学校事務	12人程度	県立学校又は市町村立小中学校の事務
警察事務	6人程度	警察本部又は警察署等の事務
土木	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成25年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会が（ア）に該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記（1）の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（40題） <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記（1）の第2次試験の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1400点	前記（1）の第2次試験の面接試験と同内容	
	適性検査		前記（1）の第2次試験の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成24年9月23日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成24年9月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	(1日目) 平成24年10月中旬 作文試験、適性検査 (2日目) 平成24年10月下旬 面接試験	和歌山市	平成24年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課
和歌山県東京事務所
わかやま喜集館
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター交通企画課
県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」及び和歌山県人事委員会事務局のホームページから申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成24年8月13日（月）から受付を開始し、同月24日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年8月6日（月）午前10時から同月17日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。

ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付する。

受験票は、受付期間終了後に電子申請・届出サービス内で発行するので、指示に従いダウンロードし、書面に出力すること。

写真票様式をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、顔写真を貼ること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成25年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね144,500円（平成24年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

(1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

(2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県人事委員会告示第7号

平成24年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。
平成24年7月3日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成24年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	17人程度	平成25年4月以降
	女性一般	2人程度	
	男性武道（柔道）	2人程度	
	男性武道（剣道）	1人程度	
警察官B	男性	38人程度	上記警察官A（男性武道を除く。）の職務内容と同じ。
	女性	5人程度	

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分		学 歴 ・ 資 格 等	年齢及び性別
警察官A	男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性
	男性武道（柔道）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成25年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性
	男性武道（剣道）	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成25年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成25年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成24年9月16日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成24年9月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成24年10月中旬	和歌山市	平成24年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成24年11月下旬	和歌山市	平成24年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で

行う。

※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力検査	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）
論文試験 （1時間30分） 【警察官A】	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 （1時間） 【警察官B】	※200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成23年度の論作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	合 格 基 準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
その他 （色覚を含む。）	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

※ 身長、胸囲、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合は不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター交通企画課

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課に請求すること。

また、和歌山県警察のホームページの「採用案内」から申請書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

(4) 受付期間

平成24年7月23日（月）から受付を開始し、同年8月17日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(5) 受験票等の交付

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成25年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、平成25年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成24年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大 学 卒	短期大学卒	高校卒・その他
197,200円	179,000円	164,700円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許

証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成24年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察業務用パソコン再構築期間

契約日から平成25年3月31日までの間

イ 和歌山県警察業務用パソコン賃貸借期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年和歌山県告示第800号に規定する和歌山県警察業務用パソコン再構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成24年7月3日（火）から同月19日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで。

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、情報管理課に対して平成24年7月20日（金）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所、日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階大会議室

(2) 日時

平成24年7月10日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成24年8月20日（月）午前10時

(2) (1)の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第

95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Restructuring and rental of practice computer for Wakayama Prefecture Police

(2) Time limit for tender :

By hand : Monday, August 20, 2012 10:00 A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110